

しやう、しかも彼等はこれを道路設備の不良に歸せむとする傾向がある。又路面軌道を主要交通機關たらしむべく、その經營者の負擔を以て設けた道路に對し、路面軌道の敷設及經營を許すは當然なるが、その路線の交通量に變化なきに拘らず、道路費負擔の事實なき者に乗合自動車の運轉を許して、敢て軌道經營者と競爭せしめ、依て交通を混亂危険に導き、剩さへ兩經營者をして共倒の悲境に陥らしむる事實なきを保さない。これを要するに警察官憲に非ざれば、交通行政の實行できないと謂ふ迷信に累せられ、道路の製造者たる管理者に非ざる徒が、この重要事務を濫りに

助郷村の話和田篤憲

徳川幕府が天下を取つて種々苦心を重ねた政策中に諸侯の制駁策がある。其等の中には武家法度どとか、大名の配

する結果である。しかも交通行政は劍と繩を以て威嚇これ事とする、不動の化身染たる者に非ずとも、立派に爲しえ得る素質を備ふる者澤山あるであらう、筆者は必ずしも道路費の二重負擔等の研究を無用視する者ではないが、これにも優る大都市當面の急務は、道路管理に關する行政と、道路交通に關する行政とを統一調和し、所謂道路交通者を絶對的に安全ならしむるにあらむことを信するのあまり、道路行政に興味を有じ若はその職に在る人々が特にこの點に注意を拂ひ、都市現在の事實に即して適當な策を樹つべく、熟慮せられることを希望してやまない。

置だとか、土木政策どとか、結婚政策どとか、又は除封や、巡見使の派遣、さては參觀交代等がある。この參觀交代は有

名なものではあるが、つまり幕府が諸大名の力を殺ぐ爲に行つたものであつたのだ。しかも結局は幕府を衰亡せしめる一員ともなつてゐる。抑々幕府滅亡の原因是武士階級の弱くなつたといふことにあるのであるが、彼等諸大名が種々奔命に疲れて其揚句、經濟上の破滅を來す原因を招き致したのである。武士階級の親玉たる大名が先づ疲れて、延いて武士階級一般が衰へるといふことになるのだが、これがつまり武士の總元緒たる徳川幕府の破滅の原因となる。

徳川封建社會の滅亡の案外早かつたのは武士階級の經濟的破滅によることが大なるものがあつたのである。ゲロツチンといふ人が斷頭臺を造つて多くの人々を處刑するの便に資したが、彼も亦其機械の御厄介に預つて死んでゐる。徳川氏が大名共を弱めて泰平を計つたことは或はこれにも類するか。因果應報とはこのことである。

却説、參觀交代が禍したことは單に大名や幕府に止まらなかつた。この參觀交代によつて道中の交通が頻繁となつたのは良いが、其の代り道中宿驛では、其宿驛の人馬だけ

を以てしては人馬の徵發に應じ切れなくなつたのである。で、助郷や加助郷といふものが起るに至つた。初めは助郷（定助郷）とて宿驛の近傍一里二里的諸村を限つて人馬の徵發を行つたのであるが、後には夫でも尚不足といふので、五里以上十里もの遠くにある村々にも助けを求めることがなつた。之を加助郷といふのだ。こんなに澤山の人馬を必要とする原因は何といつても大名道中のお蔭である。

眞に以て有難くないお蔭だが。でも將軍様の御命令だから致し方もあるまい。然し大名も大名で、道中で不自由の無いやうにと色々念を入れて種々物品を携行したものだ。今の方がもしこんな處でいへるなら、ブルジョア氣分が満溢してゐたとでもいふのだ。少しでも面白い旅行がしてみたないと云はねばかりに、彼等大名は毎日の食物の事は勿論だが、物好にも風呂まで持參したといふから笑はせられてしまふ。こんな事をしてゐたからこそ人馬の御厄介を益々かけることとなつた。そしてそれが、助郷だやれ加助郷だなんてことになる。馬鹿もいゝ加減にしろとは實に當時の農

民の云ひ分でもあつたらう。助郷村（加助郷も含めていふ）の疲弊は實に想像以上だつた。彼等農民は已にゴマ粒のやうに某種のやうに絞り取られる丈の税金（米穀や金）を取られてゐたのだつたから、其上に變形的な課役たる助郷までに勞役せしめられたら、全くやりきれなかつたであらう。それが閑な時ならいゝとして、農業の多忙な時——そんな時には猫の手でも借りたい位だと祖母が云つてゐたことを思ひ出しが、左もあらう。——實に泣き面に蜂とはこのことである。助加郷などになると四五里も七八里もある遠方の村々から來るのだから一日の仕事（勞役）の爲めに往復三日を要することも珍らしくは無かつたのであるから、こんな大切な時をさう／＼無駄に消費したくないのは誰しも人情である。そこで、農民はつらいのは山々だが、人一人には七百文、馬一匹には一貫文といふ法外な金をその代償として問屋場に支拂つたのである。そして問屋場は、其金で舞宿の無頼漢を——まあ早くいへば、今の失業者を安く雇ひ入れるといふやうな譯で——甚安く雇つた。これが雲

助である。即問屋場では千兩の收入があれば一三百兩で雲助を雇ひ、殘餘は問屋の役人が着服するといふ勘定になる。道中の難物雲助の由來がかういふ風である。——春秋の筆法でいへば、參観交代雲助を生むとでもいへよう。

この涙の出るやうな農民の物語。それが幾回ともなく繰返され、繰返されて行つた。下總の人船橋隨菴氏が助郷考といふ本を著はし、同國、間々田驛定助郷某村が助郷のためになんど破滅に陥つた窮状を述べてゐる。今少しくこの話をしよう。

話に出る村は奥州街道にあつた。其村の本高は八百九十三石であつたが、新高百七十石を合せて千六十石であつた。家數は七十軒だ。しかしこれも百年前迄は戸數は百三十軒もありたのだが、定助郷のために斯く減少を見たのである。單に戸數のみではない、農作も亦大に衰へ段々荒地を増し餘す所の田圃は僅かに二十餘町のみとなつた。そして人口はといへば男女老幼を合して三百人、その中五十人の壯夫は傳馬役に從事するため、毎日、間々田驛に詰め切り同様

の有様であつた。元來高千百六十石の村といへば平均人口八百七十人となるのだが、事實三百人しかないものであるから、通常より五百七十人も少ないとなる。人口の減少は何によるかは問題であるが、經濟上の問題であることに間違ひはなからう。即物資——生活資料の不足を意味するものであつて、このことは結局農業の衰頼に其因をもつてゐる。この農業の衰頼こそ助郷課役の結果である。さもある。然も三百人の村の中から五十人の壯夫を尙も驛に詰めさせてゐたといふではないか。七拾軒家があつたといふ。一家五口といはれてゐるが、平均五人が一軒に居るとして、五、七の三十五、即三百五十人の人口がある筈だのに實は三百人しかゐない。困つてゐたことが層一層わかるであらう。今七十軒に幾人若い者や壯者が居らう。一軒に壯者二人平均はめつたにない。だから七十軒から五十人の壯者を日々驛に詰めさせなどいへば、全村の壯者は殆んど總動員だ、あゝ何といふ無理な仕方だらう。戰時と殆んど變りない程つとめてゐるのだ。この人夫の勤高は一ヶ年

にすると一萬四千人となり、馬は四百匹となる。勤めるのがいやだといへば金を出せといふことになるのだ。その金は金千兩に及ぶ。それも平年のことで、往來の激しい年にすると千五百兩一二千兩にもなるのだ。どうしてそんな大金が疲せた村から出ようぞ。課役はまだこれ丈けではなかつた。間々田驛往還百八拾間の掃除、丁場、路普請の爲に使役する助郷の人夫は一ヶ年平均二百七十人、馬二百五六十四があり、村内潰家百年前迄に百五十軒あつたのが七十軒となつたのであるからつまり八十軒となる八十軒と荒蕪地となつてゐる二三十町餘に係つてゐる賦役も、現在存してゐる七十軒にかゝつてくるのだから、だから其等を總計すれば村が出す税はどの位に登るかは實に想像以上であらう。事實、二拾歳以上五拾歳以下の強壯な農夫五十人が日々宿場人足其他として勤めて居たのだから、農耕の事は婦人や老幼者の手に委ねられてゐたのは當然ながら、眞に哀れな事の極みだ。これでどうして作物の豐熟を見ることが出來ようや。村は益々貧窮の度を高める許りであつたが、宿場では宿役としてたゞ人夫二十五人と馬一

十五匹しか出さず、其他は一切助郷に課してよいといふお定となつてゐた。然も五人五匹は圍人馬といつて一年中一度も出さなかつたから、事實では二十人二十匹に法網をくゞつた事となり、あまつさへこの人馬さへも助郷に課した事が多かつたに於てをやである。（間々田驛、定助郷村の疲弊一時は間々田が奥州道中筋のみならず日光道中の途上にあつたからで、參觀交代による大名の交通のみならず徳川一門や諸大名の日光参詣によつて人馬を課せられること）——こんな話はたゞ間々田驛だけの事ではなかつたのであつた。こんな窮状に陥つて果して農民は黙つてゐたのであらうか。そんな譯は決して無からう。幕府もこんなことを全々知らないのでは無かつたが、結局殆んど無策であつた。助郷に出た人馬に對しては勿論手當はあつたが、それは其日の日當ともならなかつたし、少し遠方から來るものには大なる缺損とさへなつてゐたのである。つまり手當とは名のみであつたといふことになるのであつたのだ。然し一概に宿場が悪いのではなく、武士の中には隨分性の悪いものがある無錢乘馬や無錢人足使用を行つて宿場を困らせたものもあつたのだから、宿驛

もさうさう満足に助郷村に振舞ふことも出來なかつたのだが、それはそれとして幕府が宿場に對する救助も亦思はしくなかつたのである。間々田驛の例によつても解る如く、驛の御用を勤める爲に助郷村の壯夫は徵發される、これは村の生産手段を奪はれたやうなもので、村の生産物は減收となる、それでゐて日當に相當するものが其代價として貰へず、其他に種々宿場の雜用や公用を勤め、然も租稅は租稅として從前通り課せられる。租法の中には定免（定額納）の外に檢見があつて作柄を檢して租稅を徵したこともあつたが、それも幾年目かに一度行はれる位である。その實は餘り行はれずにあるものらしい。寧ろ苛政が行はれてゐたのだ。如何なることがあつても村高に對して定められた租稅は納めなければならなかつた。その苦しみは如何程だつたらう。三役といふ費用を出すことを助郷村は許されたといふが、それも天領（川氏の領地のこと）だけのことで、一般私領には通用しない。結局、助郷村がこの筆法で益々衰へて行くのは理の當然ではないか。つまり助郷を續ける

事其自身が無理だつた。即餘分の交通を續ける事が最も甚しい矛盾だつた。參觀交代が間違の基だ。結局幕府の大名制駁策に矛盾があつたことゝなる。——然らば農民のこれに對する自衛策には如何なるものがあつたらう。(一) 勞役不勤(二) 憲訴(三) 一揆がこれである。不勤とは何と云はれても勤めない事だ。憲訴はその不當の課役に對し事情を話して憲訴するもので、農民の助郷に關する多くの抗争はこの合法的な——實は合法的も何もあるものではないが——形式で行はれてゐる。そして大體は幕府との間に了解があつて事落着に及んでゐる。一番よい手段であるが、又中には一揆を起した場合もある。助郷一揆とでも云へよう。實に百姓一揆の止むを得ずして起るものなる事は吾人のよく知るところではあるが、助郷を中心として起つた一揆も亦その一つである。今その一例として明和元年十二月より同二年正月にかけて武藏、下野、上野各地に起つた一揆を述べよう。これは定助郷の村々がその課せられた勞役の過重な爲に憲訴したので幕府は他の村々へ加助郷を命じ、そ

の勞務を課した。其等の村々はこゝに由なく一揆を以て對したのであつた。其話の詳しい譯は次に述べよう。

抑々日光街道の沿道の村々には、徳川家の一門や諸大名等の日光參拜によつて、その往歸の途り迎ひに多大の勞役を課せられたものである。(先に述べた間々田驛の助郷村) 又勞役の代りに金穀の徵せらるゝことも珍しくは無く、其爲に農民の生活を壓迫し、絶えざる不平の種を醸してゐた。元々この地方の農民は朝鮮人來朝の際に國役として高百石につき金二歩銀十三匁宛を上納するのであるが、明和元年の春、朝鮮人の來朝したときは、高百石につき金三兩一分二朱に増されたので、百姓は大に困つた。そして翌二年の春には東照宮の大法會がある事となつてゐて、親王様やお公卿様が日光へ參向せられるので、道中の馬を補充する爲めに助傳馬として高百石につき馬五疋人足六人宛を沿道諸村に課し、これを明和二年三月から八月までの間に納めるやうに命じた。若し傳馬が無い時には一疋につき五兩といふ大金を出せよといふ。定助郷の村々は年來の疲弊より

他の村々へ加助郷を命じて下さいと願つたので、幕府の道中奉行は熊谷宿加助郷衆、川向北川邊利根川向まで二三百十餘ヶ村へ加助郷の廻状を發し、村役人を召出して之を承認させたのであつた。處が加助郷を命ぜられた農民は、かゝる命令の出たのは宿驛の首脳者の差金であるとし、遂に十二月十七日より暴動を起し、宿驛の本陣や（大名の泊る宿屋。）富豪の家を襲つた。騒動は正月上旬に及び参加人員は二十萬人と稱せられてゐる。鎮壓に赴いた武士達の中からも少なからぬ死傷者を出してゐる。この騒動も人民の外出を禁じ、宿驛の防備を嚴にしたので、農民の各自引上となり、一先づ治まつたのであつた。其後寛政末年から文化年間に於て陸中南部で行はれたものや、天保九年正月、三河國幡豆郡で起つた一揆等も皆この助郷の課役が重いといふことによつてゐるが、斯くも騒動が度々起つても尙助郷役は免ぜられなかつたが、さうこうする中に幕府亦共に滅んで行つた。

そして明治の新政府が他の種々の舊弊と共にこの弊害も亦負の資産として引継ぐ事となつた。

明治元年三月、明治大帝は正殿に出御し給ひ、公卿諸侯を召し、總裁三條實美、「五ヶ條ノ御誓文」を讀む。かくて天神地祇の前に誓言は行はれ、明治政府の施政方針が明かにせられた。その中に。

「四、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」といふのがある。若し果して助郷が舊來の陋習であるとすれば、これは明治政府の手で改められる可きであつた。しかも明治政府は直ちにはこの舊習をば改め得なかつて、暫時はその制度を踏襲したのではあるが、明治五年八月晦日限り諸道共傳馬並に助郷其他之に屬する一切の課役を廢止したのである。